

市民活動推進課が実施する一般競争入札（条件付） 公告共通事項

1 入札方法について

予定価格が50万円を超える修繕（地方自治法施行令第167条の2の1項を除く。）を対象に一般競争入札（条件付）を実施する。

2 入札参加資格要件について

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成13年倉敷市告示第276号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものである場合に限る。）
- (5) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

3 配置予定技術者について

- (1) 請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となった場合においては、配置される主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。ただし、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者については、専任を要しない。
- (2) 請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の修繕及びそれ未満の修繕であっても現場代理人と主任技術者を兼務する場合は、配置予定技術者は、入札公告に定める開札執行日時点において請負業者と継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限るものとする。
- (3) 落札者は配置予定技術者として申請した者を当該修繕の主任技術者又は監理技術者として配置しなければならない。（工場製作を必要とする修繕において、入札公告で工場製作期間中における技術者の変更を認める定めがある場合を除く。）
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、配置技術者を変更できるものとする。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件等に適合している等）以上に確保される場合に限るものとする。

ア 死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合

イ 請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の修繕で、かつ交代の時期が工程上の一定の区切りであるなど、修繕の施工に影響が無いと認められる場合

4 設計図書の交付等について

- (1) 設計図書は、入札参加希望者が倉敷市企画財政局市民協働推進部市民活動推進課ホームページ（以下「ホームページ」という。）から設計図書をダウンロードすることにより交付する。また、現場説明を修繕場所で開催する場合は、現場説明時に修繕仕様書を交付する。
- (2) 設計図書に対する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式の質問書により市民活動推進課に持参、郵送、電子メール、ファックスのいずれかの方法で提出すること。持参しない場合は、質問締切日時までに質問書の到着の有無を市民活動推進課に必ず確認すること。なお、電話、口頭による質問は、受け付けない。回答は、質問者にのみ電子メール又はファックスで回答する。

5 入札参加表明について

入札参加希望者は、設計図書の交付を受け、一般競争入札参加資格審査申請書を持参又は郵送により入札参加表明を行わなければならない。提出された一般競争入札参加資格審査申請書は市民活動推進課で受付印を押印し、写しを返却する。返却された写しは入札時に持参すること。なお、審査の結果、入札参加が認められない者には、入札および開札の日時まで電子メール又はファックスで回答する。

6 入札書の提出について

- (1) 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- (3) 入札保証金
免除（倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第154条第3号の規定による。）。

7 入札金額内訳書について

- (1) 現場説明を修繕場所で開催する場合は、入札時に入札書とあわせて入札金額内訳書を添付すること。
- (2) 入札金額内訳書の様式は任意とし、サイズはA4サイズとする。
- (3) 入札金額内訳書には、ホームページの入札金額内訳書記入例にある必要項目を満たすこととする。
- (4) 提出した入札金額内訳書の訂正、引換え、撤回は認めない。
- (5) 提出した入札金額内訳書の入札金額と入札書の金額が異なる場合は失格とする。

8 開札執行について

- (1) 開札の日時
開札の日時は、入札書提出後直ちに行うものとする。
- (2) 入札回数
入札回数は1回とする。
- (3) 再度の入札
開札の結果、落札（候補）者がいない場合においては、あらためて、入札の公告を行うも

のとする。

(4) 開札執行に関しての注意事項

入札者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる人数は、1者につき1名とする。）。

9 入札の無効について

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定について

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格の範囲内で入札をした者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札者とする。ただし、現場説明を修繕場所で行う場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札候補者とし、落札候補者に対して入札金額内訳書の審査を行い、落札者を決定する。
- (2) 開札の結果、同一価格で入札した者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 その他注意事項

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (2) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札（開札）を延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると判断される場合を含む。）は、その入札の全部を無効とする。
- (3) 契約条項及び入札条件等については、入札公告及び市民活動推進課が実施する一般競争入札公告共通事項によるほか倉敷市工事請負契約約款、倉敷市財務規則、倉敷市建設工事等入札心得の他関連規程による。
- (4) 「落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に入札参加資格審査で失格となった場合」、「明らかに施工実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落札候補者となり、入札参加資格審査で失格となった場合」及び「落札候補者となったにもかかわらず、正当な理由なく入札参加資格審査申請を行わない場合」は、入札の秩序を乱す行為として指名停止措置の対象とするので、十分注意すること。
- (5) 虚偽の入札参加資格審査申請を行ったことが判明した場合は、落札候補者としての権利を喪失するものとする。また、落札決定後にあっては落札決定の取消し、契約締結後にあっては契約の解除を行うことができるものとする。
- (6) 入札参加業者名等は開札執行時まで非公表とする。したがって、事前に入札参加者を知ろうとする行為は入札の公正を害する行為と認め、指名停止等の対象となるので、厳に慎むこと。
- (7) 倉敷市の要綱・要領等及び様式のダウンロードは、ホームページを参照のこと。

市民活動推進課ホームページアドレス

(<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/41949.htm>)

問い合わせ先 倉敷市企画財政局市民協働推進部市民活動推進課

電 話：086-426-3107

FAX：086-434-3491